

社会福祉法人十神 役員等の報酬及び費用弁償額並びに慰労金

別表1(報酬額)

単位:円/日

法人業務執行 基準報酬額は日単位とし、半日の場合は半額とする。 交通費は費用弁償として支給する。	評議員	6,000
	理事長	15,000
	業務執行理事	13,000
	理事	6,000
	監事	6,000
	第三者委員	6,000

別表2(費用弁償額)

単位:円/回

・評議員会 ・理事会 ・評議員選任・解任委員会 ・第三者委員会	評議員	3,000
	理事長	3,000
	理事	3,000
	監事	3,000
	評議員選任・解任委員	3,000
	第三者委員	3,000
	監事	5,000
・監事監査業務 ・第三者委員苦情対応	第三者委員苦情対応	5,000

* 安来市外からの出席の場合は+1,000円とする

別表3(非常勤役員慰労金)

単位:日数/円/期間

理事長	理事会・評議員会・法人連絡会他	退任前年間平均日数X1, 500X在任期間
評議員	評議員会・研修会・第三者委員会他	退任前年間平均日数X1, 500X在任期間
理事	理事会・研修会他	退任前年間平均日数X1, 500X在任期間
監事	理事会・評議員会・監査・研修会他	退任前年間平均日数X1, 500X在任期間
評議員選任・解任委員	評議員選任・解任委員会・研修会他	退任前年間平均日数X1, 500X在任期間

* 平均日数の端数が出た場合は切り上げる

附則

2009年4月2日施行

2009年10月1日改定実施する(引き下げ)

2011年3月20日改定実施する(法人業務・会合・研修区分の統一)

2011年10月1日改定実施する(第三者委員追記)

2012年4月1日改定実施する(引き下げ)

2014年4月1日法人名変更

2017年4月1日改定実施する(評議員、評議員選任・解任委員追加、報酬額)

2018年7月1日改定実施する(監事監査業務・第三者委員苦情対応)

令和2年6月定例評議員会で承認後より実施する。(業務執行の時間を削除・非常勤役員慰労金)

令和5年6月定例評議員会で承認後より実施する。

(理事長15,000→8,000,業務執行理事13,000→7,000)

(報酬額:評議員、理事、監事、第三者委員6,000→5,000。)

(監事監査業務、第三者委員苦情対応6,000→5,000)

令和7年6月25日定時評議員会で承認後より実施する。(別表1、2、3変更)